別紙様式第十一　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　根拠法規：対内直接投資等

株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用に関する報告書

　　年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿

（日本銀行経由）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報　　告　　者 |  | 責任者の氏名 |
|  |  | 国籍又は設立国 |  |
|  |  |
| ウェブページのリンク |  |
| 報告者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　　ロ　外国法人等　　ハ　イ及びロが直接､間接に議決権の50%以上を保有している会社　　ニ　特定組合等　　ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等　　ヘ　イ～ホのために取得するもの又は一任運用をするもの |
| 代理人 |  | 責任者の氏名 |
|  |  |
| 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） |  |

下記のとおり報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　発行会社 | ⑴　 |  |
| ⑵　 |  |
| ⑶　 |  |
| ⑷　総議決権 | 取得前、一任運用前又は設立時　　　円（　　株（口））取得後又は一任運用後　　　　　　　　　円（　　　株（口））取得前、一任運用前又は設立時　　　個取得後又は一任運用後　　　　　　　　　個 |
| ⑸　 | 取得後又は一任運用後の外資比率　　　％（取得前又は一任運用前　　％） |
| ２　取得又は一任運用をした株式等 | ⑴　上場、非上場等の区 分（該当分に○） | イ　上場銘柄　ロ　店頭売買銘柄　ハ　その他 |
| ⑵　取得又は一任運用の態様 |  |
| ⑶　数量、取得・一任運用価額等 | 　　　　　株（口）取得価額又は一任運用価額　　　円（一株（口）当たり　　　円）取得後又は一任運用後の出資比率　　％（取得前又は一任運用前の比率　　％）取得後又は一任運用後の議決権比率　　％（うち受任分　　％）（取得前又は一任運用前の比率　　％（うち受任分　　％）） |
| ３ | 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等 | 　株式　　　　　　　株　　　　　議決権　　　　　　個出資比率　　　　　　　　％議決権比率　　　　　　　％ |
| ４　取得又は一任 運用の相手方 | ⑴　 |  |
| ⑵　住所又は主たる　事務所の所在地 |  |
| ⑶　譲渡数量 |  |
| ５　 |  |
| ６　 |  |
| ７　 | □　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。 |

（記入要領）

１　報告者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の２第１項の規定により、法第27条第１項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等については、本報告書で報告することはできない。

２　本報告書は、株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。

３　「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

４　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。

５　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な　英語表記がない場合は省略）を併記すること。

６　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

７　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

８　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。

９　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「７　その他の事項」欄に記入すること。

10　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

11　「１　発行会社」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

12　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

13　「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第７項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式の数及び報告者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有する発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後における報告者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

14　「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄、「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限の取得を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該報告者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるものがする一任運用（同条第16項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる発行会社の株式の数及び当該報告者と特別の関係にあるものの実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

15　「４　取得又は一任運用の相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得又は一任運用をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。

16　対内直接投資等に関する命令第７条第２項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い作成すること。

（１）「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(2)　取得又は一任運用の態様」欄には「引受けに係る取得」と記入すること。

（２）「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」には対内直接投資等に関する命令第３条第２項第17号又は第４条第１項第３号に掲げる行為により取得した株式及び議決権のうち、当該行為を行つた日の翌日において所有している株式の数及び実質保有等議決権の数を記入し、また、「取得後又は一任運用後の出資比率」には、当該行為を行つた日の翌日における出資比率を、「取得後又は一任運用後の議決権比率」には、当該行為を行つた日の翌日における議決権比率（当該実質保有等議決権の数の総議決権に占める割合）を記入すること。

（３）当該報告の対象となつた上場会社等の株式の取得が令第３条第２項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合は、「７　その他の事項」欄に、その理由（同項第１号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）及び発行会社に事前届出業種に該当する連結子会社等（発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）及び対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社をいう。）がある場合における当該連結子会社等の名称、本店の所在地及び事前届出業種）を記入すること。

17　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十一　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　根拠法規：対内直接投資等

報告書記入例

株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用に関する報告書

　〇年　〇月　〇日

財務大臣及び事業所管大臣　殿

（日本銀行経由）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報　　告　　者 |  | 責任者の氏名**＜名称＞**日本語表記：エイ・ビー・シー・コーポレイション英語表記　：ABC Corporation**＜代表者の氏名＞**日本語表記：エックス・ワイ・ゼット英語表記　：XYZ |
|  | アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク100 | 国籍又は設立国 | アメリカ |
|  | 医薬品、化学製品の製造、販売、輸出入 |
| ウェブページのリンク | [www.](http://www.)○○○○.com |
| 報告者となる法的根拠（該当分に○） | イ　非居住者個人　　ロ　外国法人等　　ハ　イ及びロが直接､間接に議決権の50%以上を保有している会社　　ニ　特定組合等　　ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等　　ヘ　イ～ホのために取得するもの又は一任運用をするもの |
| 代理人 |  | 責任者の氏名○○株式会社代表者　甲　野　太　郎　　　　　　　　　総務部長　○○○○ |
|  | 東京都中央区○○町○番地 |
| 事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | 担当者氏名：乙野二郎（○○株式会社経理課）電話番号：○○－○○○○電子メールアドレス：jiro\_otsuno＠○○.co.jp |

下記のとおり報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　発行会社 | ⑴　 | 日本○○化学株式会社 |
| ⑵　 | 東京都港区○○町○番地 |
| ⑶　 | **【注：定款に定める事業目的を、そのまま正確に記入すること（事業目的が多い場合、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付して差し支えない）。】** |
| ⑷　総議決権 | 取得前、一任運用前又は設立時　400百万円（　　8千株（口））取得後又は一任運用後　　　800百万円（　　24千株（口））取得前、一任運用前又は設立時　　　　　8千個取得後又は一任運用後　　　　　　　　　24千個 |
| ⑸　 | 取得後又は一任運用後の外資比率　　　50％（取得前又は一任運用前　　50％） |
| ２　取得又は一任運用をした株式等 | ⑴　上場、非上場等の区 分（該当分に○） | イ　上場銘柄　ロ　店頭売買銘柄　ハ　その他「設立新株等の取得」、「増資新株等の取得」、「旧株等の譲受による取得」、「設立新株等への一任運用」、「増資新株等への一任運用」、「旧株等の譲受による一任運用等」等と記入。 |
| ⑵　取得又は一任運用の態様 | 増資新株の取得 |
| ⑶　数量、取得・一任運用価額等 | 　　　　　8,000株（口）取得価額又は一任運用価額　　　800,000,000円（一株（口）当たり　　　100,000円）取得後又は一任運用後の出資比率　　50％（取得前又は一任運用前の比率　　50％）取得後又は一任運用後の議決権比率　50　％（うち受任分　0　％）（取得前又は一任運用前の比率　50　％（うち受任分　0　％）） |
| ３ | 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等 | **【注：該当がない場合は「該当なし」と記入する。】**該当なし　株式　　　　　　　株　　　　　議決権　　　　　　個出資比率　　　　　　　　　　％議決権比率　　　　　　　　　％ |
| ４　取得又は一任 運用の相手方 | ⑴　 | 該当なし |
| ⑵　住所又は主たる　事務所の所在地 | 該当なし |
| ⑶　譲渡数量 | 該当なし |
| ５　 | 〇年〇月〇日 |
| ６　 | 〇年〇月〇日 |
| ７　 | ☑　発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。 |

（記入要領）

１　報告者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の２第１項の規定により、法第27条第１項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等については、本報告書で報告することはできない。

２　本報告書は、株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。

３　「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

４　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。

５　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な　英語表記がない場合は省略）を併記すること。

６　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

７　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

８　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。

９　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「７　その他の事項」欄に記入すること。

10　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

11　「１　発行会社」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

12　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

13　「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第７項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式の数及び報告者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有する発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後における報告者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

14　「３　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄、「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限の取得を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該報告者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるものがする一任運用（同条第16項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる発行会社の株式の数及び当該報告者と特別の関係にあるものの実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

15　「４　取得又は一任運用の相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得又は一任運用をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。

16　対内直接投資等に関する命令第７条第２項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い作成すること。

（１）「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(2)　取得又は一任運用の態様」欄には「引受けに係る取得」と記入すること。

（２）「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(3)　数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」には対内直接投資等に関する命令第３条第２項第17号又は第４条第１項第３号に掲げる行為により取得した株式及び議決権のうち、当該行為を行つた日の翌日において所有している株式の数及び実質保有等議決権の数を記入し、また、「取得後又は一任運用後の出資比率」には、当該行為を行つた日の翌日における出資比率を、「取得後又は一任運用後の議決権比率」には、当該行為を行つた日の翌日における議決権比率（当該実質保有等議決権の数の総議決権に占める割合）を記入すること。

（３）当該報告の対象となつた上場会社等の株式の取得が令第３条第２項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合は、「７　その他の事項」欄に、その理由（同項第１号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）及び発行会社に事前届出業種に該当する連結子会社等（発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）及び対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社をいう。）がある場合における当該連結子会社等の名称、本店の所在地及び事前届出業種）を記入すること。

17　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

対内直接投資等及び特定取得に係る「株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用に関する報告書」の記入の手引

１．報告が必要な取引又は行為

　　外国投資家が本邦にある会社（上場会社及び店頭登録会社（以下「上場会社等」といいます。）並びに非上場会社）の株式、持分（非上場会社のみ）、議決権（上場会社等のみ）若しくは議決権行使等権限（上場会社等のみ）を取得（注１）又は上場会社等の株式への一任運用（注２）をする場合であって、次の要件を備えているもの（要件を備えていない場合は事前届出の対象となります。）。

　　また、外国投資家が本邦にある会社の株式引受け（注３）を行った際に、対内直接投資等に関する命令第３条第２項第17号又は第４条第１項第３号の規定に基づく手続免除に該当するケースであって、当該引受けの翌日に密接関係者（対内直接投資等に関する政令第２条第19項に定めるものをいいます。）と合わせて当該株式を実質株式（注４）ベースの出資比率又は実質保有等議決権（注５）ベースの議決権比率の10％以上所有等することになった場合の株式又は議決権の取得。

（１）　本邦にある会社（発行会社）並びにその子会社及び議決権半数子会社（注６）の行っている事業のすべてが、告示（「対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く。）に該当すること。

（２）　外国投資家の国籍及び所在国（地域を含む。）が日本又は「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国又は地域に該当すること。

（３）　イラン関係者（＊）により行われる、告示（「対内直接投資等に関する命令第３条第６項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件」）第１号に掲げる次の行為に該当しないこと。

ａ　安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種（＊＊）を営む会社の株式又は持分の取得。

ｂ　安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種を営む上場会社等の株式への一任運用。

＊　イラン関係者とは、イラン政府、イラン国籍を有する自然人、イランの法令に基づいて設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所又はこれらのものに実質的に支配されている外国投資家であるものをいいます。

＊＊　安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種とは、告示（「国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる、核技術等に関連するイランによる投資の対象となる業種を指定する件」）別表に掲載されている業種をいいます。

　　ただし、対内直接投資等の場合において、次のいずれかに該当するものは報告不要です。

ａ　相続又は遺贈による株式若しくは持分、議決権又は出資証券の取得。

ｂ　特定非上場会社（特定取得に係る事前届出業種に属する事業を営んでいない非上場会社。以下同じ。）の株式若しくは持分又は議決権を所有する法人の合併に伴う存続会社（又は新設会社）による当該非上場会社の株式若しくは持分又は議決権の取得。

ｃ　特定非上場会社の株式又は持分を所有する法人の分割に伴う、分割後当該事業を継承する新設の法人（又は既存の法人）による当該非上場会社の株式若しくは持分又は議決権の取得。

ｄ　上記(１)～(３)の要件を備えた非上場会社の株式又は持分の取得であって、取得後の出資比率及び議決権比率が密接関係者と合わせて10％未満の場合。

ｅ　株式の分割又は併合により発行される新株若しくは議決権の取得若しくは当該新株に係る議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用

ｆ　特定の外国投資家による実質株式ベースの出資比率及び実質保有等議決権ベースの議決権比率のいずれもが密接関係者と合わせて10％未満の居住者外国投資家（上場会社等に限る。以下「特定上場会社等」といいます。）による株式若しくは持分若しくは議決権の取得、出資証券の取得、議決権行使等権限の取得又は上場会社等の株式への一任運用。なお、特定の外国投資家自身が、特定上場会社等である場合には、そのものからの実質株式ベースの出資比率又は実質保有等議決権ベースの議決権比率が10％以上であっても手続免除の対象となります。このように、特定上場会社等以外の特定の外国投資家又はその子会社からの実質株式ベースの出資比率及び実質保有等議決権ベースの議決権比率が密接関係者と合わせて10％未満の居住者外国投資家のことを「特別上場会社等」といいます。

ｇ　組合等が行う対内直接投資等に相当するものに伴って行われる当該組合等の組合員による株式若しくは持分若しくは議決権の取得、出資証券の取得、議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用。

ｈ　議決権等行使等権限（株主としての議決権以外の権利のみを行使することができる場合及び当該権利の行使についてのみ指図を行うことができる場合を除く。）を株式を取得したもの以外のものに委任し、かつ、当該株式を取得したものが当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合における当該株式を取得したものによる上場会社等の株式又は議決権の取得。

i　発行会社の組織変更に伴う、組織変更前に取得していた株式又は持分に代わる、組織変更後の株式、持分若しくは議決権又は当該議決権に係る議決権行使等権限の取得。

j　外国投資家である上場会社等又はその子会社が、届出をして行った株式又は持分の取得により当該上場会社等又はその子会社が保有する実質保有等議決権の会社の総議決権に占める割合が100％に相当する場合における当該会社が行う新株の発行に伴う当該上場会社等又はその子会社による株式又は当該株式に係る議決権の取得。

k　次の場合における株式若しくは持分又は議決権の取得。

 a. 会社法第166条第１項の規定による請求があった場合（外国投資家の一の株主の密接関係者と合わせた実質保有等議決権ベースの議決権比率が100％となる場合を除く。）

 b. 会社法第192条第１項の規定による請求があった場合

 c. 会社法第234条第４項各号に掲げる事項を定めた場合

 d. 会社法第116条第５項、第182条の４第４項、第469条第５項、第785条第５項、第797条第５項又は第806条第５項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買い取り請求に応じる場合

l　株式無償割当てによる株式若しくは議決権の取得又は株式への一任運用。

m　取得条項付株式又は取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式若しくは持分若しくは議決権、当該株式若しくは持分に係る議決権行使等権限の取得若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用。

n　特別非上場会社（特定上場会社等を除く、いずれの外国投資家又はその子会社からも出資を受けない居住者外国投資家（非上場会社に限る。）のことをいいます。）による株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用。

o　株式又は議決権の取得のうち株式の引受け。ただし、当該株式の取得が直投令3条2項各号に掲げる対内直接投資等に該当している場合には、当該行為により取得する株式の議決権の行使を行わないものに限る。なお、引き受けの翌日に密接関係者と合わせて当該株式を実質株式ベースの出資比率又は実質保有等議決権ベースの議決権比率で10％以上所有することとなった場合に、本報告の提出が必要になります。

（注１）　次の株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用は対内直接投資等に該当しませんので、本件報告の対象ではありません（次のａ、ｂのうち居住者と非居住者の間の取引は資本取引に該当し、別途報告が必要となる場合があります。）。またｂのうち、特定取得に係る事前届出業種（＊）に属する事業を営む非上場会社の株式又は持分を他の外国投資家から取得する場合には、特定取得に係る「株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用に関する届出書」を提出する必要があります。詳細は、特定取得に係る「株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用に関する届出書」の記入の手引をご参照下さい。

ａ　上場会社等の株式、議決権若しくは議決権行使等権限を取得し、又は株式への一任運用をする場合であって、取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率が１％未満のとき。

ｂ　非上場会社の株式又は持分を他の外国投資家から取得したとき。

＊　特定取得に係る事前届出業種とは、告示（「対内直接投資等に関する命令第３条第１項及び第４条第２項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表に掲載されている業種に該当する業種をいいます。同業種は、定款上に記載されている事業目的に限定されず、投資先企業が実際に行っている同業種の製造等具体的な事業が含まれますのでご注意下さい。

（注２）　「株式への一任運用」とは、投資一任契約その他の契約に基づき、外国投資家が他のものから委任を受けて株式に運用すること（その指図をすることを含む。）をいいます。ただし、対内直接投資に該当するのは、ａ及びｂの要件をどちらも満たした場合に限ります。

ａ　上場会社等の株式に投資をするために必要な権限及び議決権等行使等権限が外国投資家に委任され、かつ、当該委任により、委任者が当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合。

ｂ　対象となる株式への一任運用後の実質株式ベースの出資比率又は実質保有等議決権ベースの議決権比率が密接関係者と合算して１％以上の場合。

（注３）　金融商品取引法第２条第８項第６号に掲げるもの。ただし、同条第６項第３号に係るものを除く。

（注４）　実質株式とは、議決権等行使等権限（株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は当該議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限をいいます。）が株式を所有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該株式を所有するものが当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合の株式以外の株式をいいます。

（注５）　実質保有等議決権とは、議決権行使等権限（株主としての議決権を行使できる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限をいいます。）が保有等議決権（直接保有するものだけでなく、一任運用、議決権代理行使受任及び議決権行使等権限に係る議決権を含む。）を保有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該保有等議決権を保有するものが当該保有等議決権を行使できない場合の保有等議決権以外の保有等議決権をいいます。

（注６）　本邦にある会社（発行会社）の子会社とは、会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、本邦にある会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務及び事業の方針の決定を支配（詳細は会社法施行規則を参照）している特定目的会社以外の会社等（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人及び法人格を有しない組合等も含まれます。

また、本邦にある会社（発行会社）の議決権半数子会社とは、本邦にある会社（その子会社を含む。）が総議決権の50％を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）であって、当該会社（発行会社）の子会社に該当しないものをいいます。

２．報告の時期

　　取得又は一任運用の日から45日以内に報告して下さい。非居住者外国投資家が報告する場合は、必ず居住者である代理人が提出をして下さい。

──　45日目が休日（日本銀行の営業日以外の日をいいます。）の場合は、休日の翌日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とします。

３．提出書類及び提出部数

　　「株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用に関する報告書」（別紙様式第十一）・・・１通

４．報告書の提出先と照会先

（１）提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1　日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ　50番窓口

（郵送の場合の宛先：〒103-8660　日本郵便株式会社　にほんばし蔵前郵便局私書箱30号　日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ）

（２）本報告書に関する照会先

TEL　03-3277-2107

（日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本報告書を送信する場合の留意点）

　「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「５ 取得年月日」に記載すべき「年月日」（複数日に亘る場合は初日）を入力して下さい。

　また、エクセルテンプレートの９行目にある「宛先大臣」記入欄には「財務大臣及び事業所管大臣」と入力してください。